

特別支援教育の体制整備の推進について

特別支援教育は、障害のある幼児児童生徒の自立や社会参加に向けた、主体的な取り組みを支援するという視点に立ち、発達障害を含めたすべての障害のある幼児児童生徒一人一人の教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するための適切な指導や必要な支援を行うものです。

平成19年4月から幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び中等教育学校において、発達障害を含む障害のある幼児児童生徒に対して適切な指導及び支援を行うことが学校教育法に明記され、制度的に位置付けられました。また、学校教育法及び新学習指導要領において、特別支援学校は、小・中学校等の要請に応じてその学校に在籍する障害のある児童生徒等の教育について、助言又は援助を行うことが規定され、特別支援学校のセンター的機能が明確に位置付けられました。

本県では、平成20年度からは、関係機関と連携した特別支援教育を推進するため文部科学省の委嘱事業の「発達障害等支援・特別支援教育総合推進事業」を実施し、平成22年度からは、「特別支援教育総合推進事業」として、発達障害等のある幼児児童生徒に対する教育の総合的な体制整備を進めています。

さらに、平成21年度からは、発達障害のある児童生徒の指導及び支援をさらに充実させるため、各教育事務所に特別支援教育に関する専任指導主事とこの指導主事を統括する企画監を配置し、小中学校に対する支援体制の強化を図りました。

そして平成23年度には、「発達障害等のある幼児児童生徒の指導及び支援の充実に関する指針」を策定し、基本方針として、発達障害等のある子どもの特性に応じた支援や分かりやすい授業実践力の向上、支援を校種間でつなぐ仕組みの構築、自分らしさを大切にされた社会的自立や職業的自立を目指す教育の推進の3本の柱を設定し、わかる・つなぐ・自立するをスローガンとして取組を推進しています。

また、交流及び共同学習については、平成23年度より、文部科学省の委託事業の「特別支援教育総合推進事業」により、特別支援学校3校が「特別支援学校と小・中学校との交流及び共同学習の推進事業」の研究指定を受けて、居住地の小中学校との居住地校交流が円滑に実施できるように研究を進めています。